

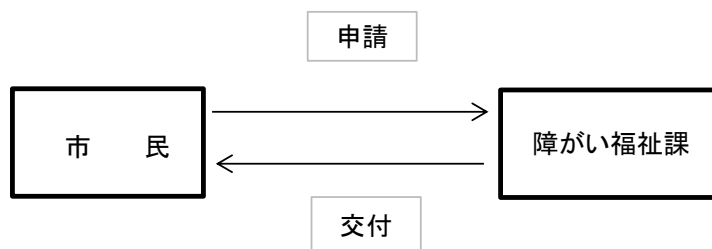
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 26

処 分 名	身体障害者手帳の再交付(程度変更)	
処 分 の 概 要	申請に基づき身体障害者手帳の再交付(程度変更)を行う。	
根 拠 法 令 名	身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)	
条 項	第10条第1項	
所 管 課	障がい福祉課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	3週間	
標 準 処 理 期 間	計	3週間
審 査 基 準	<p>「身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)」を満たすかどうかを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>身体障害者福祉法施行令</p> <p>第10条第1項 都道府県知事は、身体障害者手帳の交付を受けた時に比較してその障害程度に重大な変化が生じ、若しくは身体障害者手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項目のいずれかに該当するものを有するに至った者又は身体障害者手帳を破り、汚し、若しくは失った者から身体障害者手帳の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者手帳を交付しなければならない。</p> <p>身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について(H15.1.10障発第110001号)  <u>身体障害認定基準の取扱い(身体障害認定要領)について</u>  <u>(H15.1.10障企発第110001号)</u></p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。